

事業主様

日本ばね工業厚生年金基金

## 「残余財産の分配方法」に関するご意向の確認について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、すでにご案内のとおり、当基金は 2017 年 9 月 25 日付で解散し、現在は清算事務局として業務を行っております。今後、国と基金の記録整備が完了し、代行部分の資産（最低責任準備金）を国へ返還した後に残余財産が確定となる予定ですが、この残余財産は、当基金の規約に基づき、解散認可日時点の加入員、年金受給者、年金受給待期者に分配することとなります。

加入員に分配すべき残余財産につきましては、個人に分配（※一時金か、年金かご本人が選択）する方法が基本となっておりますが、事業所単位で他の年金制度（※既設または新設の確定給付企業年金（DB）、企業型確定拠出年金（DC）、中小企業退職金共済（中退共））に移換することも可能となっております。

つきましては、貴事業所の加入員にかかる残余財産の分配方法について、事業主様のご意向を確認させていただきたく、お忙しいところ誠に恐縮ではございますが、別紙回答書にて 2018 年 4 月 16 日迄にご回答願います。

### 【加入員の残余財産の分配について】

（解散日時点で既喪失の年金受給者・年金受給待期者は個人分配となり、当基金より個別にご案内いたします）

加入員の 残余財産	分配 方法	他制度に移換 ※1	選択肢①	確定給付企業年金(DB)に移換
			選択肢②	企業型確定拠出年金(DC)に移換
			選択肢③	中小企業退職金共済(中退共)に移換
	個人分配 ※2	選択肢④	本人が 選択	【一時金】一時金として受け取る(一括受取)※3 【年金】年金(通算企業年金)として、将来、 企業年金連合会から受け取る

※1 「他制度」とは、確定給付企業年金制度(DB)、企業型確定拠出年金制度(DC)、中小企業退職金共済制度(中退共)のことです。他制度に移換する場合は、残余財産受け入れ可能な旨の規約変更や(DB・DC)、事業主および加入員の一定数以上の同意など、諸手続きが必要になります。なお、DB 移換の場合「仮交付」は行いません。本交付 1 回のみとなります。

※2 貴事業所が「個人分配」を選択された場合は、事業所のお手続きはございません。2019 年 2 月頃(予定)、当基金より加入員のご自宅あてに分配のご案内を送付いたします。「一時金」もしくは「年金」どちらか受取方法を選択し、ご本人様より当基金へ「選択届」をご提出いただくこととなります。

※3 「一時金」として受け取る場合は、税法上「一時所得」となり、一時金額が 50 万円を超える場合は他の所得と合算して確定申告が必要です。「年金」として受け取る場合は、企業年金連合会への移換時は非課税ですが、年金受取時は公的年金等に係る「雑所得」として課税されます。

なお、解散後にご本人がお亡くなりになった場合は、その遺族が分配金を一時金として受け取ることとなります。

お問い合わせ先

〒101-0044 東京都千代田区鍛冶町 1-9-9 (石川 L Kビル)

日本ばね工業厚生年金基金 清算事務局 TEL 03 (3252) 3996 FAX 03 (3252) 3998

ホームページアドレス <http://www.bane-kikin.or.jp/>

別紙

日本ばね工業厚生年金基金 御中  
( F A X 番号 : 03-3252-3998 )

## 加入員の残余財産分配方法の回答書

加入員の分配方法	
該当 印	<b>① 確定給付企業年金 ( D B ) に移換</b> ・DB 設立済み(残余財産受け入れの規約変更年月日:平成 年 月 日) ・DB 設立予定(設立予定年月:平成 年 月 予定)
	<b>② 企業型確定拠出年金 ( D C ) に移換</b> ・DC 設立済み(残余財産受け入れの規約変更年月日:平成 年 月 日) ・DC 設立予定(設立予定年月:平成 年 月 予定)
	<b>③ 中小企業退職金共済 (中退共) に移換</b> ・中退共制度加入年月日(平成 年 月 日) ※加入予定の場合は予定日
	<b>④ 個人分配</b>

記入日 : 年 月 日

事業所名 (事業所番号 : )

ご担当部署

ご担当者名 (かな) ( )

電話番号 ( )

ご記入ありがとうございました。

F A X にて 2018 年 4 月 16 日までに当基金あてに送信願います。ご回答後、基金より確認書を送付いたしますので選択内容の確認をお願いいたします。

F A X 番号 03-3252-3998

